

令和7年度 第12回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和8年3月25日

令和7年度 第12回定例総会議事録

1. 日 時 令和8年3月25日 午後1時30分
2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室
3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧	3番 池田 将徳
(氷上地域)	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明	
	6番 平松 稔久	7番 福井 脩	8番 山本 浩子
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹	
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克己
	20番 和田 憲治		
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子
	24番 米田 豊		

○事務局 (3名)

4. 議事

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- 議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第 4 号 非農地証明願承認について
- 議案第 5 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- 議案第 6 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)
- 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)
- 報告第 1 号 農地の一時利用届について
- 報告第 2 号 農地の形状変更届について
- 報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について
- 報告第 4 号 公共工事の届出について
- 報告第 5 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 閉会

## 1. 開会

○議長 それでは、開会いたします。

ただいまより、令和7年度丹波市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。  
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いします。

## 2. 会長あいさつ

○岸本好量会長（会長あいさつ）

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

本日の定例総会は、在任委員24名全員の出席となっており、農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告します。以上です。

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名は、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号8番の山本委員、議席番号10番の足立委員、両委員よろしく願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

## 4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号35番 ～

～ 報告第3号 番号1番、番号2番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9、10ページに示しています。

利用計画は、いずれも稲作です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号2番～番号10番、報告第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番と番号3番、報告第3号の番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいもので、図面は11、12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、野菜と水稻です。

2アール未満の届出については、現地が農作業用車両置場となっています。

なお、経過書が添付されていますので、内容を簡潔に御説明します。

現所有者の父が昭和35年頃に無断で設置されたということです。引き続き譲受人が農作業用車両置場として利用される旨を確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号4番から番号6番、報告第3号の番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は14、15ページに示しています。

譲受人は、現在市外に住んでおられますが、拠点となる住居を購入し、農業経営を開始したいとのことです。現在、農機具は持っておられませんが、管理機を購入予定です。

作付は、拠点の両側が野菜、15ページ右下が栗、その他は麦を計画しております。麦は作業委託で取り組みたいとのことで、将来的には移住を考えておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

番号5番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は16ページに示しております。

利用計画は、野菜と柿や栗等果樹の予定です。

譲受人の住所は市外ですが、氷上地域内で事業を営んでおり、普段は近くの賃貸アパートに住んでおられます。今回、拠点となる住居を購入され農業もしたいとのことです。

農機具は草刈機しかありませんが、今後は管理機等も購入したいとのことです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、申請地の一部には農業用倉庫が既に建っており、譲受人から引き続き農業用倉庫として利用するため、同時に2アール未満の届出をされております。

また、譲渡人より始末書が提出されていますので、朗読させていただきます。

昭和60年頃に農業用倉庫が必要となり畑の一部に建てました。最近になり農地法の許可が必要であったことを聞かされ深く反省しています。今後こういうことがないように十分注意いたしますので、今回の申請の件、御許可いただきますようお願いいたしますとのことです。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

栽培作物は、水稻や小豆を作付されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号7番と番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

利用計画は、水稻です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、番号8番は農地を売買により取得し、経営を始めたいというもので、図面は18ページに示しています。

現在、農業法人に勤めていますが、独立して農地を取得したいということで、農機具等は今後アルバイトをする事業所で借りる予定です。

利用計画は、果樹と野菜です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号9番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

申請人は親子関係にあり、譲受人は親の農地を贈与によって承継したいというもので、図面は19、20、21ページに示しています。

利用計画は水稻と野菜、農機具は耕運機と草刈機を持っていますが、稲作の主たる作業は委託の予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号10番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番は、農地を売買により取得し、農業を開始したいというもので、図面は22ページに示しております。

利用計画は、野菜・果樹等の予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

なお、現在農機具は草刈機のみですが、順次必要なものを揃えたいとのことです。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

事務局に確認ですが、報告第3号の番号2番、届出者の名前はこれで間違いはないでしょうか。議案第1号の番号5番と同一人物かと思われませんが。

確認で、暫時休憩とします。

(休憩)

(再開)

○議長 再開いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

大変申し訳ございません。議案書4ページをお願いします。番号5番でございます。譲受人の氏で、2文字目が〇〇の「〇」になっておりますが、「〇」に訂正をお願いいたします。

これにより、報告第3号の番号2番の届出者と同じということで、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長 訂正をお願いいたします。

それでは、氷上地域委員会からの確認報告が終わりましたので、まず番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番並びに報告第3号の番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第3号の番号1番につきまして、御承知おきください。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番並びに報告第3号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第3号の番号2番につきまして、御承知おきください。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号11番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は23、24ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稻と小豆です。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号12番～番号17番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号14番と番号15番は同一の申請ですので併議という取扱いをお願いいたします。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号12番と番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を贈与によって取得し、農業経営を拡大したいというものです。図面は25ページに示しております。

地元から離れた譲渡人の土地を、これから農業をしたい譲受人が取得しようとするものでございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

利用計画は、水稻です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

番号13番は、農地を売買によって取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は26ページに示しております。

小豆や大豆を作りたいということです。今は耕運機等持っておられますが、順次農業道具等も揃えていかれます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号14番、番号15番を、一括で議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号14番、番号15番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は27ページにございます。

申請地の右上に拠点と書いてある所は現在更地ですが、建物を建てられます。譲受人は市外ですが、この拠点を中心に経営を開始されます。

農機具等は、隣接する集落の知人から農機具を借りるということです。

なお、果樹を中心にしていくと聞いております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号16番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号16番は、農地を売買により取得し、農業経営規模を拡大しようとするもので、図面は28ページに示しております。

作付は、ブルーベリーを予定しています。

拠点となる施設の隣接農地を取得する案件です。

農機具は、管理機1台、草刈機1台となっております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく願いします。

○委員 番号17番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を贈与により取得し、農業規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しています。

市外の所有者が委託業者等を利用し管理されていましたが、近くの方に使用いただけたらということで、横の家の方と成立となりました。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番、番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番、番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号、番号18番～番号30番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告ですが、番号26番と番号28番の2件が同一の申請となっておりますので、併議という形で取扱いをさせていただきます。

それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号18番と番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しています。

この方は農の学校の卒業生で、計画作物は、野菜を作りたいということです。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号19番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は31ページに示しております。

畑で自家用野菜をされ、農機具等は管理機、草刈機等を所有ということです。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従

事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号20番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号20番は、農地を売買により取得をし、経営規模を拡大したいというもので、図面は32ページに示しております。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号21番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号21番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は33ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認していません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 続きまして、番号22番から番号30番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は34ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号23番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は34、35、36ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は37ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、37ページの下側で進入路がありませんが、申請地北側農地からの通行同意書が添付されております。

番号25番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は37ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号26番と番号28番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は38、39ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号27番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は39ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号29番、番号30番は、譲受人が同一で同時に説明したいと思います。

番号29番、番号30番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は40、41ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号18番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号23番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号23番について、許可することとしてよろしいですか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号24番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号24番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号25番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。  
続きまして、番号26番28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号26番28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。  
す。

番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号27番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号29番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号30番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号31番～番号35番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号31番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号31番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は42ページに示しております。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、この案件には誓約書が添付されております。読み上げます。

令和8年3月20日付け、農地法第3条の申請をするに当たり、確認した未申請の転用農地について、農地法を守り早急に是正し申請手続をするを誓約いたします。

また、周辺土地の農業上の利用の確保及び関係各位の利益を考慮して、必要のある場合は、違反を是正するため、必要な措置を取られても異議ありません。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号32番、番号33番、番号34番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号32番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は33、34ページです。

なお、地元の住所ではないですが、地域で務めており、週に4日はこちらで農地を管理するとのことです。

44ページの申請地西隣の農地を3年前に購入し、栗が植わっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号33番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は45ページです。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号34番も農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は46ページです。

利用計画は、水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしく願いいたします。

○委員 番号35番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号35番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は47ページに示しております。取得後は2年間クロタリヤという緑肥で農地を養生し、3年目から栗を栽培される予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号31番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。

番号32番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。

番号33番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号33番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号33番は、許可すべきものと決定いたします。

番号34番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号34番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号34番は、許可すべきものと決定いたします。

番号35番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号35番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号35番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

○議長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、所有する農地の一部にカーポートを設置するための申請で、図面は50ページに示しています。申請地の農地区分は、街区に占める宅地の割合が40パーセントを超えるため第3種農地と判断されると考えられます。

申請地は、申請人の住宅に隣接する鍵状の農地で、道路に面した一部を転用するものでございます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、既にカーポートが設置されており、先月の申請人の別の案件の際に判明し是正するとの誓約書に基づくものであり、始末書が添付されておりますので、朗読させていただきます。

申請地について、亡くなった父が自家用車の駐車場が足らなかったため平成18年頃に農地の一部にカーポートを設置しており、農地法の届出が無かったことを知りご迷惑をお掛けしました。今後このようなことがないように、農地法を遵守しますので今回の届出については、御配慮賜りますようお願い申し上げますという内容です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号3番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定 番号1番 ～

○議長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、事業用車両の露天駐車場を設置し、隣接する敷設駐車場と一体的に利用するための申請です。図面は53、54ページに示しています。

申請地の農地区分は、農地の集団規模が10ヘクタールを超えるため、第1種農地と判断されますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当するため、許可の例外的許可事由に該当すると考えます。昨年7月に農振除外となっています。

隣接者及び地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号2番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を贈与により取得し、自宅を建設するための申請で、図面は15ページに示しています。

申請地の農地区分は、農地の集団規模が10ヘクタールを超えるため第1種農地と判断されると考えられますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

申請地は、昨年7月に農用地からの除外適用を受けており、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、売買により、蓄電所及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は55ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が81.5パーセントと40パーセントを超えているため、第3農地と判断されたいと考えます。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われたい。

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませないか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませないので、番号3番は許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続いて、農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、借受人が牛舎を建築し牧畜業を拡大するために、賃貸借権を設定して転用する申請でございませない。図面は57、58ページに示してあります。

申請地の農地区分は農振農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画の指定用途の農業用施設であるため、例外的許可事由に該当すると思われたい。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われたい。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法5条2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、申請書には賃貸借契約書案も添付されてあります。

なお、現地を確認したところ、既に一部が建築されていたため始末書が添付されてあります。朗読させていただきます。

私は当該農地に牛舎を増設しましたが、当初転用目的が農業用施設であることから、農地法に係る許可申請は必要ないと解釈してあります。ところが、最近それが誤りであったことを知らされ深く反省してあります。今後はこのような不始末を決して起こさないよういたしますので、この度の申請につきましては、何とぞ御配慮くださいますようお願い申しあげますということだす。

58ページの地図の左側、西側だすね。五分の一程でございませない。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

### ～ 議案第4号 番号1番～番号7番 ～

○議長 議案第4号非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しています。

3月13日に地域委員会で確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号2番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は62ページに示しています。

3月13日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和38年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号3番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は22ページに示しております。

3月13日に地域委員会で確認をいたしましたところ、現地は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

- 議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。  
番号1番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
続きまして、番号2番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
番号3番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、番号4番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。  
青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号4番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。  
番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は63ページに示しております。  
3月13日の地域委員会で確認したところ、図面右に建物が書かれておりますが、ここへ入るための進入路となっております。農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。  
また、農地でなくなった時期は、昭和30年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。
- 議長 青垣地域委員会から確認報告が終わりました。  
番号4番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、番号5番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、まず番号5番のみ確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は64ページに示しております。

3月15日の地域委員会で確認したところ、一筆は農業用倉庫、もう一筆は露天駐車場となっております。

そこは隣接する所に倉庫があり、それと共に利用している状況でございました。

つきましては、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和54年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 番号6番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は65ページに示しております。

3月15日の春日地域委員会で確認したところ、現地は農業用倉庫が建っており、農地への復旧が困難であり、現状から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会から、確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は66ページに示しております。

3月12日の市島地域委員会で確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和30年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農地法第3条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

令和7年11月25日付けで農地法第3条の規定により許可を受けられましたが、譲受人が体調不良により耕作が難しいということで、許可の取消願を提出されております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、取消願を許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、取消願について許可すべきものと決定いたします。

### ～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、別冊を御覧ください。事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第6号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。番号1番のみ柏原案件でございますので、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が報告します。

3月16日の柏原地域委員会において確認をしましたが、現地は河川となっており、普通河川の地目は雑種地となるそうですので、全て照会のとおり取り扱うことに問題がないことを確認しています。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに異議がないと回答して、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに異議がないと回答いたします。

休憩をします。

(休憩)

(再開)

### ～ 議案第7号 ～

○議長 会議を再開いたします。

議案第7号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。別冊を御覧ください。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を3月16日の柏原地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番から番号22番まで、3月13日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号10番と番号12番ですが、番号12番は利用権を設定せずに耕作してきた農地に利用権を設定する案件でございます。番号10番も丹波市で農業を始めたいという希望者があり、その方が自分の農地を耕作支援のために貸し出すという、複雑な契約となっております。

番号19番の農地は高齢ですが、前から作っている田ですので、そのとおりの利用権を設定したということでございます。

番号22番は、住所は市外ですが、実家が近くにございまして、そちらで管理をするということ。以上でございます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号23番から番号32番まで、3月13日の青垣地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号23番から番号27番並びに番号29番の権利の設定を受ける乙者は、青垣地域内の拠点で農作業に従事されているとお聞きしております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

ここで、議長を交代いたします。

○議長 春日地域におきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号33番から番号52番まで、3月16日に春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号34番から番号37番は今度農の学校を卒業される方です。今後、この地域で農業をするということで、住まわれる所は確定していると聞いております。

番号42番、番号43番はこの地域に倉庫を持っておられ、農作業もされていると聞いております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

- 議長 議長を交代いたします。
- 議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号53番から番号62番まで、3月12日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
- 議長 続きまして、市島地域委員会からの確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号63番から番号73番まで、3月12日の地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに問題は  
ありません。  
また、番号67番は地元を拠点とし週3日はこちらで農作業をされており、令和6年4月には3条申請にて農地を取得し適正に耕作されており、よろしくをお願いいたします。
- 議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
山南・市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、山南・市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

## ～ 報告第1号 ～

- 議長 続きまして、報告に入ります。  
報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 報告第1号、番号1番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。  
春日地域委員会から、補足することはございますか。
- 委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。  
番号1番は、農地の一時利用の届出で、図面は25ページに示しております。  
先月の申請地西側の露店駐車場への転用案件にて、工事に伴う進入路を確保するため一時利用の届出を提出するとの誓約書をいただいております、今回はそれに伴うものです。農地に鉄板を敷いて進入路にするという事です。  
地元関係者の同意もあり、後に復元されるとの事です。
- 議長 春日地域委員会から、補足がありました。質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

### ～ 報告第2号 ～

○議長 続きまして、報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。どちらも畦畔の除去ですが、各委員会から補足はございますか。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地の形状変更についての申請で、図面は76ページに示しています。

耕作上、利便性向上を目的に畦畔の除去を行うものです。

○議長 内容について、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について御承知おきください。

### ～ 報告第4号 ～

○議長 続きまして、報告第4号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。2件の公共工事の届出がございませぬ。

各委員会から補足することはございませぬか。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

27ページで、「公共工事」と書いてある所の北側の山の崩落・急傾斜地崩壊対策の工事をするにあたり、申請地に資材置場や色々な物を置きたいということで届が出ております。

○議長 ほかに補足することはないですか。

○委員 山南地域、ありません。

○議長 内容につきまして、質問等はございませぬか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、公共工事の届出について御承知おきください。

### ～ 報告第5号 番号1番～番号3番 ～

○議長 報告第5号、青年等就農計画の認定について、別冊に書いてありますので御覧ください。  
事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

内容につきまして、質問等ございませぬでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、青年等就農計画の認定について御承知おきください。

予定しておりました議事につきましては以上ですが、質問、意見等ありましたらお願いします。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようでしたら、事務局お願いいたします。

○事務局 (事務連絡)。

○議長 何か質問はございませんか。

それでは、これもちまして閉会ですが、閉会后少しお時間をいただきますので、そのままお待ちいただいたらと思います。

それでは、これもちまして、令和7年度第12回の定例総会を閉会とさせていただきます。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和8年3月25日

議 長 ㊟

---

議事録署名委員（8番委員） ㊟

---

議事録署名委員（10番委員） ㊟

---